

鳩山新内閣発足にあたっての緊急要請

鳩山新内閣におかれましては、地域主権を確立し基礎自治体を重視するというマニフェストを掲げた民主党を中心としてスタートいたしました。全国の市長は、新内閣の発足により地方分権改革が大きく前進することを期待しておりますとともに、市民と直接向かい合っている都市自治体の意見に謙虚に耳を傾け、新内閣の政策に十分反映されますよう求める次第であります。

全国市長会はこれまで、都市自治体への権限移譲の推進、地方交付税の復元・増額、地方消費税の拡充、医療保険制度の一本化などの実現を要請してきたところでありますが、新内閣におかれましては、早急に対処しなければならない下記事項について、特段の配慮をお願いします。

なお、下記事項も含め、地方自治の根幹にかかわる別紙事項につきましても国と地方との真摯な協議を速やかに開始されるよう申し入れます。

記

- 1 法律に基づく「国と地方の協議の場」の早期の実現とともに、その設置に先立ち地方自治の根幹にかかわる事項について国と地方の協議を速やかに開始すること。
- 2 国の平成 21 年度補正予算の凍結・組替えについては、地方の実情を十分勘案するとともに、都市自治体の行財政運営に混乱が生じないよう最大限配慮すること。

3 子ども手当の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分反映するとともに、これに要する経費は人件費や事務費を含め全額国庫負担とし、都市自治体の負担とならないようにすること。

また、子ども手当の財源として当初公約していた配偶者控除及び扶養控除の廃止とは切り離して実施する場合、確実な財源の確保方策について明確に示すこと。

4 公立高校の授業料の無償化等については、全額国庫負担とすること。また、市町村を事業主体とする意見もあるが、市町村は在学データを有せず、在学の確認作業を行うといった新たに膨大な作業が必要となることから、市町村を事業主体とはせず、授業料減免などによる事務コストのかからない効率的な支給方法や、最も適切な事業主体について検討すること。

平成 21 年 9 月 28 日

全 国 市 長 会

鳩山新内閣発足にあたっての要請

地方自治の根幹に係わる下記事項について、国と地方との真摯な協議を速やかに開始されることを求めます。

記

1 地方分権の推進について

- (1) 都市自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大、国の出先機関の見直し、税財政改革の推進等については、都市自治体の意見を十分尊重し、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、地方分権改革推進計画を早期に作成するとともに、速やかに「新分権一括法案（仮称）」を国会に提出すること。
- (2) 「国と地方の協議の場の法制化」を早期に実現すること。

2 地方税財政について

- (1) 国の平成 21 年度補正予算の凍結・組替えについては、地方の実情を十分勘案するとともに、都市自治体の行財政運営に混乱が生じないよう最大限配慮すること。
- (2) 国の平成 22 年度予算については、都市自治体の予算編成に支障のないよう年内に編成するとともに、地方財政計画についても早期に示すこと。また、来年度の地方財政対策においては次の事項を実現すること。
 - ① 地方交付税の復元・増額を図ること。
 - ② 地方財政計画に都市の財政需要を適切に反映すること。

- (3) 地方が担う事務と責任に見合う税源配分を基本として、当面、国・地方の税源配分5：5を実現するとともに、地方消費税の拡充により、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築すること。
- (4) 自動車関係諸税の暫定税率については、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化対策などの観点から維持すべきであり、代替財源を示すことなく安易に廃止しないこと。
- (5) 国直轄事業負担金を廃止する場合には、必要な事業は確実に実施できるよう財源を確保するとともに、都道府県事業に対する都市負担金制度についても、必要な事業の財源を確保したうえ、これを廃止すること。
- (6) 補助金廃止と一括交付金の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分に踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないように、その総額確保方策や配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

3 社会保障、教育について

- (1) 子ども手当の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分反映するとともに、これに要する経費は人件費や事務費を含め全額国庫負担とし、都市自治体の負担とならないようにすること。

また、子ども手当の財源として当初公約していた配偶者控除及び扶養控除の廃止とは切り離して実施する場合、確実な財源の確保方策について明確に示すこと。

- (2) 公立高校の授業料の無償化等については、全額国庫負担とすること。
また、市町村を事業主体とする意見もあるが、市町村は在学データを有せず、在学の確認作業を行うといった新たに膨大な作業が必要となることから、市町村を事業主体とはせず、授業料減免などによる事務コス

トのかからない効率的な支給方法や、最も適切な事業主体について検討すること。

- (3) 世代間や高齢者間の不公平の解消等を目的として定着しつつある後期高齢者医療制度を性急に廃止することは、現場に大きな混乱をもたらすので、当面は現行制度を維持しつつ、国などを保険者とする医療保険制度の一本化の道筋に沿った抜本的な医療保険制度改革を検討すること。

4 産業、基盤整備、過疎対策について

- (1) 公共事業をはじめとする地方関連事業の見直しにあたっては、地域の実情や事業の必要性などを総合的に検証のうえ、地域住民や都市自治体の意見を十分尊重すること。
- (2) 高速道路の無料化については、公共交通機関等に与える影響、新たな高速道路や一般道路の整備のための財源確保の在り方、地球温暖化への影響などについても十分勘案のうえ検討されたいこと。
- (3) 農業の戸別所得補償等については、その詳細を早急に明らかにするとともに、事務コストの増加をもたらさない効率的な制度を検討すること。
- (4) 過疎地域の有する多面的・公益的機能を積極的に評価し、過疎地域の振興と自立促進を図るため、新たな過疎対策法を制定すること。

平成 21 年 9 月 28 日

全 国 市 長 会